

観光地形成促進地域(沖縄振興特別措置法)

①対象地域

* 沖縄振興特別措置法第6条第1項及び第2項

沖縄県全域

②減収補てん措置の対象

* 沖縄振興特別措置法第9条
* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1項第1号及び第3号

対象施設設置者(③)について、対象施設である家屋・償却資産、家屋の敷地である土地に対して課す固定資産税の課税免除又は不均一課税をした場合

* 土地⇒取得日の翌日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があった場合

③対象施設設置者

* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1項第1号及び第3号
* 旧沖縄振興特別措置法附則(平成24年3月31日法律第13号)第3条

観光地形成促進計画提出日(平成24年7月31日*)から平成29年3月31日までの間に、対象施設(④、⑤)を新設又は増設した者

* 旧観光振興地域内の特定販売施設(内閣総理大臣が指定した部分)は、平成24年4月1日から平成24年7月30日の間は、観光地形成促進地域内の特定販売施設(内閣総理大臣が指定した部分)とみなされる(旧沖縄振興特別措置法附則(平成24年3月31日法律第13号)第3条の‘みなし規定’)。

④対象施設の要件

* 以下3つを全て満たすもの

* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第2項第1号

- 家屋又は構築物を構成する償却資産の取得価額合計額が5,000万円を超えるもの
- 対象施設に含まれない部分がある場合は、対象施設に含まれる部分(家屋は床面積、償却資産は取得価額)が2分の1以上であること
- 会員制施設、性風俗関連施設でないこと

⑤対象施設一覧

* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第2項第2号

- スポーツ・レクリエーション施設⇒庭球場、水泳場、スケート場、体育館、トレーニングセンター、ゴルフ場、遊園地、野営場
野外アスレチック場、釣り場、マリーナ、遊漁船等利用施設、ダイビング施設、ボーリング場
- 教養文化施設⇒劇場、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、文化紹介体験施設
- 休養施設⇒展望施設、温泉保養施設、海洋療法施設、国際健康管理・増進施設
- 集会施設⇒会議場施設、研修施設、展示施設
- 販売施設⇒小売施設、飲食施設